（陸上幕僚監部装備計画部通信電子課施設器材班長）　一等陸佐　森山　直樹

防衛装備庁長官官房装備開発官付第二開発室長を命ずる

（陸上自衛隊補給統制本部化学部長）　同　椿　新吾

防衛装備庁長官官房装備開発官付第五開発室長を命ずる

兼ねて防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官付を命ずる

（陸上自衛隊補給統制本部航空部補給計画課長）　同　岡本　貢一

防衛装備庁長官官房装備開発官付第一開発室長を命ずる

（防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画調整官兼事業計画官付兼統合装備計画官付兼事業監理官付）　同　長澤　徹志

防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官付の兼務を解く

防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官付の兼務を解く（以上八月一日）

（佐世保地方総監部管理部長）　一等海佐　正寶　敏彦

海上幕僚監部防衛部施設課長を命ずる

（第五一航空隊訓練指導隊長）　同　田上　啓介

第七三航空隊司令を命ずる

（第七三航空隊司令）　同　大山　康倫

第一一一航空隊司令を命ずる

（第一一一航空隊司令）　同　西尾　透

硫黄島航空基地隊司令を命ずる

（硫黄島航空基地隊司令）　同　藤木　乾

佐世保地方総監部管理部長を命ずる（以上八月五日）

（中央即応集団付兼派遣海賊対処行動支援隊司令）　同　古庄　信二

派遣海賊対処行動支援隊司令の兼補を解く

（中央即応集団司令部付）　同　古庄　信二

兼ねて派遣海賊対処行動支援隊勤務を命ずる

（第一航空隊副長兼派遣海賊対処行動航空隊司令）　一等海佐　三畑　信一

派遣海賊対処行動航空隊司令の兼補を解く（以上八月七日）

（中央即応集団司令部付兼派遣海賊対処行動支援隊）　一等陸佐　古庄　信二

派遣海賊対処行動支援隊の兼務を解く

（はまぐり艦長）　一等海佐　竹嶋　広明

海上自衛隊幹部学校付を命ずる（以上八月九日）

（海上幕僚監部指揮通信情報部情報課付）　一等海佐　稲葉　洋介

統合幕僚監部防衛計画部防衛課防衛交流班長を命ずる

（陸上自衛隊化学学校総務部長）　一等陸佐　赤嶺　成俊

陸上自衛隊化学学校付を命ずる

（陸上自衛隊化学学校副校長）　同　岩熊　真司

陸上自衛隊化学学校総務部長事務取扱を命ずる

（統合幕僚監部防衛計画部防衛課防衛交流班長）　一等海佐　西田　勝利

海上幕僚監部防衛部運用支援課勤務を命ずる

兼ねて統合幕僚監部運用部運用第二課勤務を命ずる（以上八月十日）

（海上幕僚監部人事教育部補任課）　一等海佐　夏井　隆

海上幕僚監部人事教育部補任課服務室長を命ずる

（海上幕僚監部人事教育部補任課服務室長）　同　松味　利紀

第一四護衛隊司令を命ずる

（第一四護衛隊司令）　同　星野　正彦

呉地方総監部防衛部長を命ずる

（海上自衛隊艦船補給処計画部長）　布施　壮一

海上自衛隊補給本部会計監査官を命ずる

（海上自衛隊艦船補給処）　同　田中　克典

海上自衛隊艦船補給処計画部長を命ずる（以上八月十一日）

（陸上幕僚監部装備計画部通信電子課施設器材班長）　一等陸佐　森山　直樹

防衛装備庁長官官房装備開発官付第二開発室長を命ずる

（陸上自衛隊補給統制本部化学部長）　同　椿　新吾

防衛装備庁長官官房装備開発官付第五開発室長を命ずる

兼ねて防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官付を命ずる

（陸上自衛隊補給統制本部航空部補給計画課長）　同　岡本　貢一

防衛装備庁長官官房装備開発官付第一開発室長を命ずる

（防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画調整官兼事業計画官付兼統合装備計画官付兼事業監理官付）　同　長澤　徹志

防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官付の兼務を解く

防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官付の兼務を解く（以上八月一日）

（佐世保地方総監部管理部長）　正寶　敏彦

海上幕僚監部防衛部施設課長を命ずる

（第五一航空隊訓練指導隊長）　田上　啓介

第七三航空隊司令を命ずる

（第七三航空隊司令）　同　大山　康倫

第一一一航空隊司令を命ずる

（第一一一航空隊司令）　同　西尾　透

硫黄島航空基地隊司令を命ずる

（硫黄島航空基地隊司令）　同　藤木　乾

佐世保地方総監部管理部長を命ずる（以上八月五日）

（中央即応集団司令部付兼派遣海賊対処行動支援隊司令）　同　古庄　信二

派遣海賊対処行動支援隊司令の兼補を解く

（中央即応集団司令部付）　同　古庄　信二

兼ねて派遣海賊対処行動支援隊勤務を命ずる

（第一航空隊副長兼派遣海賊対処行動航空隊司令）　一等海佐　三畑　信一

派遣海賊対処行動航空隊司令の兼補を解く（以上八月七日）

（中央即応集団司令部付兼派遣海賊対処行動支援隊）　一等陸佐　古庄　信二

派遣海賊対処行動支援隊の兼務を解く

（はまぐり艦長）　一等海佐　竹嶋　広明

海上自衛隊幹部学校付を命ずる（以上八月九日）

（海上幕僚監部指揮通信情報部情報課付）　一等海佐　稲葉　洋介

統合幕僚監部防衛計画部防衛課防衛交流班長を命ずる

（陸上自衛隊化学学校総務部長）　一等陸佐　赤嶺　成俊

陸上自衛隊化学学校付を命ずる

（陸上自衛隊化学学校副校長）　同　岩熊　真司

陸上自衛隊化学学校総務部長事務取扱を命ずる

（統合幕僚監部防衛計画部防衛課防衛交流班長）　一等海佐　西田　勝利

海上幕僚監部防衛部運用支援課勤務を命ずる

兼ねて統合幕僚監部運用部運用第二課勤務を命ずる（以上八月十日）

（海上幕僚監部人事教育部補任課）　一等海佐　夏井　隆

海上幕僚監部人事教育部補任課服務室長を命ずる

（海上幕僚監部人事教育部補任課服務室長）　同　松味　利紀

第一四護衛隊司令を命ずる

（第一四護衛隊司令）　同　星野　正彦

呉地方総監部防衛部長を命ずる

（海上自衛隊艦船補給処計画部長）　布施　壮一

海上自衛隊補給本部会計監査官を命ずる

（海上自衛隊艦船補給処）　同　田中　克典

海上自衛隊艦船補給処計画部長を命ずる（以上八月十一日）

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３６７号

宮城県塩竈市清水沢３丁目30番５号

債務者　千葉利枝子

1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１９０号

山梨県甲州市塩山赤尾463番地15　コーポ塩山205、前住所山梨県甲州市塩山上於曽805番地２　オクヤマアパート７

債務者　小田切一規

1　決定年月日時　平成28年８月16日午後４時45分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１００号

長野市真島町川合595番地１

債務者　岡村　明美

1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで

長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２号

長野県中野市大字中野225番地３　マルイ荘２

債務者　清水紀美子

1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで

長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号

岐阜県高山市上岡本町２丁目180番地３

債務者　桑山　正喜

1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで

岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第２６号

岐阜県高山市上岡本町２丁目180番地３

債務者　桑山百合子

1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで

岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第４３３号

広島県東広島市西条町寺家7975番地１　セントラル・アンフィニティＤ202

債務者　檀上　大明

1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４５０号

広島県東広島市志和町志和東810番地１　513

債務者　土肥　政司

1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで

広島地方裁判所民事第４部